

千葉市自主防災組織助成要綱「活動助成」対象可否リスト

※可否欄について：○→助成対象、△→条件に該当する場合は助成対象、×→助成対象外

No.	分類	品目	可否	備考
1	消耗品	筆記用具	○	防火・防災訓練で使用するために購入したものであれば対象。 (ボールペンなど)
2	消耗品	発電機の燃料等（ガソリン、ガス、オイル）	○	防火・防災訓練で使用するために購入したものであれば対象。 故障が発覚した場合の修繕費用は対象外。
3	食糧	弁当代	×	助成要綱上の食糧費にはあたらないため。
4	印刷製本	コピー用紙	△	防火・防災訓練用として購入したものが対象であり、使用した枚数が上限。
5	印刷製本	プリンター用インク	△	防火・防災訓練用として購入したものが対象であり、使用した枚数が上限。
6	印刷製本	プリンター	×	助成要綱上の消耗品にはあたらないため。
7	印刷製本	裁断機	×	助成要綱上の消耗品にはあたらないため。
8	その他市長が認めるもの	携帯トイレ	△	防火・防災訓練の一環として使用したものであれば対象。 自主防災組織の備蓄用として購入したものは、資機材助成の対象とする。
9	その他市長が認めるもの	折り畳みヘルメット	×	災害時の使用を目的とし、持続的に使用できる物品は資機材助成の対象とする。
10	その他市長が認めるもの	外部講師依頼費用	○	防火・防災訓練の一環として開催される講演であれば対象。 ただし、外部に依頼した講師に限る。
11	その他市長が認めるもの	外部講師交通費	○	防火・防災訓練の一環として開催される講演であれば対象。 ただし、外部に依頼した講師の交通費に限る。
12	その他市長が認めるもの	自主防災組織が自主的に加入した防火・防災訓練に係る保険料	○	千葉市では、「防火・防災訓練災害補償制度取扱要綱」に基づき、損害保険会社と損害保険契約を締結しており、自主防災組織が実施する訓練に係る損害等については当該保険契約の対象となるが、要綱で規定する範囲を超える補償が必要と自主防災組織が判断して加入した保険料については、対象とする。
13	その他市長が認めるもの	訓練参加者に配布する手土産、啓発品	×	訓練の一環で使用する物品には当たらないため。
14	その他市長が認めるもの	訓練準備の打合せに使用した会議室の使用料	○	防火・防災訓練のための事前打合せや会議に使用した場合に限る。